

杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校設置懇談会運営要綱

平成22年 6月 1日

杉教第2327号

改正 平成23年 8月 1日杉教第5081号
平成25年 5月 8日杉教第1423号

平成24年 3月26日杉教第12991号
平成26年 3月24日杉教第11943号

(趣旨)

第1条 この要綱は、杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校設置懇談会(以下「懇談会」という。)の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 懇談会は、杉並区立新泉小学校(以下「新泉小学校」という。)、杉並区立和泉小学校(以下「和泉小学校」という。)及び杉並区立和泉中学校(以下「和泉中学校」という。)による施設一体型の小中一貫教育校の開校に関し、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 小中一貫教育校の内容に関する事。
- (2) 小中一貫教育校の校舎建設及び施設整備に関する事。
- (3) その他開校の準備に関する必要な事項

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 新泉小学校校長
- (2) 和泉小学校校長
- (3) 和泉中学校校長
- (4) 新泉小学校副校長
- (5) 和泉小学校副校長
- (6) 和泉中学校副校長
- (7) 学校支援本部の代表 4名以内
- (8) 新泉小学校、和泉小学校及び和泉中学校の通学区域内に存する町会及び自治会の代表 4名以内
- (9) 新泉小学校保護者 3名
- (10) 和泉小学校保護者 3名
- (11) 和泉中学校保護者 3名
- (12) 新泉小学校、和泉小学校及び和泉中学校の学校関係者 6名
- (13) 教育委員会事務局学校教育担当部長

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、和泉中学校校長をもって充てる
- 3 会長は、懇談会を進行する。
- 4 副会長は、新泉小学校校長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 懇談会は、教育委員会事務局教育担当部長が開催する。

- 2 教育委員会事務局教育担当部長は、必要があると認めるときは、第3条で掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 懇談会は、平成27年3月31日までの期間において、必要に応じて開催する。

(会議の公開)

第6条 懇談会の会議は公開とする。ただし、教育委員会事務局教育担当部長が必要に応じて非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局教育担当部

長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成25年5月8日杉教第1423号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月24日杉教第11943号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。